44　意匠法第８条の２の規定により内装の意匠について意匠登録出願をするときであつて、「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみではその内装の意匠の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその内装の意匠の用途を記載する。

45　「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはならない。

46　意匠法第15条第１項において準用する特許法第43条の２第１項（意匠法第15条第１項において準用する特許法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第15条第１項において準用する特許法第43条の２第１項（意匠法第15条第１項において準用する特許法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願」と記載する。

（商標法施行規則の一部改正）

第四条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第２（第２条関係）

【書類名】　商標登録願

（【整理番号】）

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【商標登録を受けようとする商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第　類】

【指定商品（指定役務）】

【商標登録出願人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

１　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

２　余白は、少なくとも用紙の上に６㎝、左右及び下に各々２㎝をとるものとし、原則としてその左右については各々2.3㎝を超えないものとする。

３　書き方は左横書、１行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも４㎜以上をとり、１ページは29行以内とする。

４　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるとき又は商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）の中に記載するときを除く。）。

５　特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第５条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成２年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の９第１項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。

６　「（【整理番号】）」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「―」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものをなるべく記載する。

７　【商標登録を受けようとする商標】の欄には、次の要領により記載する。

イ　商標登録を受けようとする商標は、商標記載欄の中に記載する。この場合において願書の１ページ目に、必要な商標記載欄を設けることができないときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄に「別紙のとおり」と記載し、次ページに「【商標登録を受けようとする商標】」の欄を設け、その欄の次に商標記載欄を設けて記載する。

ロ　商標記載欄の大きさは、８㎝平方とする。ただし、特に必要があるときは、15㎝平方までの大きさとすることができる。

ハ　商標登録を受けようとする商標を願書に直接記載するときは、枠線により商標記載欄を設けて記載する。

ニ　商標登録を受けようとする商標を記載した書面を願書にはり付けて記載するときは、ロに規定する大きさの用紙を用いるものとし、その用紙を商標記載欄とする。この場合において、商標記載欄を表す枠線を記載してはならず、用紙は、願書の記載事項が隠れず、かつ、容易に離脱しないように用紙の全面をはり付ける。

ホ　第４条、第４条の２、第４条の３、第４条の４第２号又は第４条の６の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる２以上の図又は写真によつて記載する場合は、２以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙（原則として１枚）に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に２㎝、上に２㎝、右及び下に各３㎝の余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。